



府食第832号

平成21年9月1日

食品安全委員会

委員長 小泉 直子 殿

遺伝子組換え食品等専門調査会

座長 澤田 純一

遺伝子組換え食品等に係る食品健康影響評価に関する審議結果について

平成21年4月28日付け厚生労働省発食安第0428001号をもって厚生労働大臣から食品安全委員会に意見を求められた添加物「pCHI株を利用して生産されたキチナーゼ」に係る食品健康影響評価について、当専門調査会において審議を行った結果は別添のとおりですので報告します。

遺伝子組換え食品等評価書

pCHI 株を利用して生産されたキチナーゼ

2009年9月

食品安全委員会遺伝子組換え食品等専門調査会

<審議の経緯>

2009年4月28日	厚生労働大臣より遺伝子組換え食品等の安全性に係る食品健康影響評価について要請（厚生労働省発食安第0428001号）、関係書類の接受
2009年4月30日	第284回食品安全委員会（要請事項説明）
2009年5月19日	第70回遺伝子組換え食品等専門調査会
2009年7月23日	第295回食品安全委員会（報告）
2009年7月23日より8月21日	国民からの御意見・情報の募集
2009年9月1日	遺伝子組換え食品等専門調査会座長より食品安全委員会委員長へ報告

<食品安全委員会委員名簿>

2009年6月30日まで

見上 彪（委員長）
小泉直子（委員長代理）
長尾 拓
野村一正
畑江敬子
廣瀬雅雄
本間清一

2009年7月1日から

小泉直子（委員長）
見上 彪（委員長代理*）
長尾 拓
野村一正
畑江敬子
廣瀬雅雄
村田容常

*：2009年7月9日から

<食品安全委員会遺伝子組換え食品等専門調査会専門委員名簿>

澤田純一（座長）	
鎌田 博（座長代理）	
五十君静信	丹生谷博
石見佳子	飯 哲夫
宇理須厚雄	山川 隆
小関良宏	山崎 壮
橘田和美	和久井信
澁谷直人	渡邊雄一郎
手島玲子	

要 約

食品添加物である「pCHI 株を利用して生産されたキチナーゼ」について申請者提出の資料を用いて食品健康影響評価を行った。

本添加物は、キチンの加水分解を触媒するキチナーゼの生産性を高めるため、*Streptomyces violaceoruber* 1326 株を宿主として、*S. violaceoruber* NBRC 15146 株由来のキチナーゼ構造遺伝子 (*chi* 遺伝子) に *Streptomyces cinnamoneus* TH-2 株由来のメタロエンドペプチダーゼ遺伝子のプロモーター領域及び *S. cinnamoneus* NBRC 12852 株由来のホスホリパーゼ D 遺伝子のターミネーター領域を結合した遺伝子をプロトプラスト法で形質転換して作製された pCHI 株により生産されたキチナーゼである。

本添加物の評価では、*S. violaceoruber* 及び *S. cinnamoneus* との間において、自然に遺伝子交換がなされていると考えられることから、pCHI 株と同等の遺伝子構造を持つ生細胞が自然界に存在すると考えられた。

以上の結果から、「pCHI 株を利用して生産されたキチナーゼ」については、「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準」（平成 16 年 3 月 25 日食品安全委員会決定）の第 1 章総則第 3 対象となる添加物及び目的のうち、「組換え体と同等の遺伝子構成を持つ生細胞が自然界に存在する場合」に該当することから、本基準の対象ではないと判断した。

I. 評価対象添加物の概要

名 称：pCHI 株を利用して生産されたキチナーゼ
用 途：キチンの加水分解
申請者：長瀬産業株式会社
開発者：長瀬産業株式会社

本添加物は、キチンの加水分解を触媒するキチナーゼの生産性を高めるため、*Streptomyces violaceoruber* 1326 株を宿主として、*S. violaceoruber* NBRC 15146 株由来のキチナーゼ構造遺伝子 (*chi* 遺伝子) に *Streptomyces cinnamoneus* TH-2 株由来のメタロエンドペプチダーゼ遺伝子のプロモーター領域及び *S. cinnamoneus* NBRC 12852 株由来のホスホリパーゼ D 遺伝子のターミネーター領域を結合した遺伝子を導入して作製された pCHI 株により生産されたキチナーゼである。

キチナーゼは、カニ殻やエビ殻から調製されたキチン又はキチンオリゴ糖の加水分解に使用されている既存添加物である。

宿主である *S. violaceoruber* 及び挿入遺伝子の供与体である *S. violaceoruber* 及び *S. cinnamoneus* は、植物、動物に対する病原性、毒性は知られておらず、国立感染症研究所病原体等安全管理規定において、バイオセーフティレベル 1 に相当する (参照 1, 2, 3)。また、*S. violaceoruber* による有害生理活性物質の生産は知られておらず、抗菌活性物質を生産しないことも確認されている (参照 4, 5)。

宿主、供与体が属する *Streptomyces* 属を基原とする食品添加物については、既に豊富な食経験又は使用経験がある (参照 6)。

II. 食品健康影響評価

1. 生産株 pCHI 株の構築について

宿主は、*S. violaceoruber* 1326 株である。

挿入 DNA は、*S. violaceoruber* NBRC 15146 株由来のキチナーゼ構造遺伝子 (*chi* 遺伝子) に *S. cinnamoneus* TH-2 株由来のメタロエンドペプチダーゼ遺伝子のプロモーター領域及び *S. cinnamoneus* NBRC 12852 株由来のホスホリパーゼ D 遺伝子のターミネーター領域を結合したものである。

発現プラスミド pCHI は、*S. violaceoruber* ATCC35287 株由来のプラスミド pIJ702 (参照 7) を基に作成されたものであり、塩基数、塩基配列、制限酵素による切断地図は明らかとなっている。

上記で得られた発現プラスミド pCHI を用いて宿主 *S. violaceoruber* 1326 株をプロトプラスト法で形質転換し、生産株 pCHI 株を得た (参照 8, 9, 10)。

2. 評価対象添加物に該当するか否かについて

- (1) 一般的に、16S rRNA が高い相同性を持つ微生物は分類学上近縁であるとされており、*S. cinnamoneus* TH-2 株、*S. violaceoruber* NBRC 15146 株及び *S. violaceoruber* NBRC 12852 株の 16S rRNA の塩基配列は高い相同性 (96%

以上)を示している(参照11)。

- (2) *Streptomyces* 属の多くの菌株には、接合性プラスミドが存在し、菌と菌の接合により遺伝子交換を行うことが報告されている(参照12)。
- (3) 寒天培地及び土壌環境中において、*S. violaceoruber* (旧名 *S. lividans*) 由来の接合プラスミド pIJ101 及びその派生プラスミド pIJ211 は、*Streptomyces* 属間で転移することが示されている。このような転移は、通常、自然に起こることが報告されている(参照13)。
- (4) 土壌中の *S. violaceolatus* と *S. violaceoruber* (旧名 *S. lividans*) の生活環を調査し、特定の段階でプラスミドの転移、ファージの感染及び細胞の接合が生じていることが確認されている(参照14)。
- (5) 滅菌土壌において、水銀耐性遺伝子をエンコードする *Streptomyces* 由来巨大線状プラスミドが、*S. violaceoruber* (旧名 *S. lividans*) に転移することが確認されている(参照15)。
- (6) 土壌より分離された *Streptomyces* 属の99株 (*S. cinnamoneus* 及び *S. violaceoruber* の系統を含む。) について、これらの16S rRNA 情報を元に得られた系統樹を比較したところ、芳香ポリケチド生合成に関わる遺伝子が分類学上近縁でない *Streptomyces* 属に存在することが示されている。また、*S. cinnamoneus* 及び *S. violaceoruber* は、菌糸の色素に関する同等の遺伝子を持っていることが示されている(参照16)。
- (7) ストレプトマイシン生合成に関わる遺伝子を持つと思われる2種類の菌株を土壌より分離したところ、そのうちの1つの菌株は、ストレプトマイシン生合成に関わる遺伝子クラスターを構成する全遺伝子を持ち、もう一つの菌株は同じクラスターを構成する遺伝子の一部分を持っていたが、これら2種の菌株は分類学上近縁でないことが示されている(参照17)。

以上、(1)～(7)に示される科学的知見から、*S. violaceoruber* 及び *S. cinnamoneus* の間では、自然に遺伝子交換がなされていると考えられ、pCHI株と同等の遺伝子構成を持つ生細胞が自然界に存在しうると考えることは妥当である。

以上、1及び2の結果から、「pCHI株を利用して生産されたキチナーゼ」については、「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準」(平成16年3月25日食品安全委員会決定)の第1章総則第3 対象となる添加物及び目的のうち、「組換え体と同等の遺伝子構成を持つ生細胞が自然界に存在する場合」に該当することから、本基準の対象ではないと判断した。

<参照>

1. 国立感染症研究所病原体等安全管理規定(平成19年6月);国立感染症研究所
2. Bergey's Manual of Determinative Bacteriology Ninth Edition Group 25. 667-669

3. The Prokaryotes Second Edition Chapter 41. 934-941
4. 抗菌活性分析 (社内報告書)
5. Specification for identity and purity of certain food additive, APPENDIX A TO ANNEX 1: Determination of Antibiotic Activity.
6. 既存添加物名簿収載品目リスト
7. Katz E, Thompson CJ, and Hopwood DA. Cloning and expression of the tyrosinase gene from *Streptomyces antibioticus* in *Streptomyces lividans*. J Gen Microbiol. 1983 Sep;129(9):2703-2714
8. pCHI プラスミドの構築 (社内報告書)
9. pCHI プラスミドの確認 (社内報告書)
10. 挿入遺伝子の遺伝子配列比較 (社内報告書)
11. 16S rRNA の塩基配列の相同性比較 (社内報告書)
12. K.F. Chater, D.A. Hopwood, T. Kieser, and C.J. Thompson. Gene Cloning in Strptomyces. Current Topics in Microbiology and Immunology 1982; 96: 69-93
13. Fatemeh Rafii, and Don L Crawford. Transfer of Conjugative Plasmids and Mobilization of a Nonconjugative Plasmid between *Streptomyces* Strains on Agar and in Soil. Appl. Environment. Microbiol. 1988 ; 54: 1334-1340
14. Elizabeth M.H. Wellington, Neil Cresswell, and Paul R. Herron. Gene Transfer between Streptomycetes in Soil. Gene 1992 ; 115: 193-198
15. Jacques Ravel, Elizabeth M.H. Wellington, and Russell T. Hill. Interspecific Transfer of *Streptomyces* Giant Linear Plasmids in Sterile Amended Soil Microcosms. Appl. Environment. Microbiol. 2000 ; 66: 529-534
16. Mikko Metsä-Ketelä, Laura Halo, Eveliina Munukka, Juha Hakala, Pekka Mäntsälä, and Kristiina Ylihpnko. Molecular Evolution of Aromatic Polyketides and Comparative Sequence Analysis of Polyketide Ketosynthase and 16S Ribosomal DNA Genes from Various *Streptomyces* Species. Appl. Environment. Microbiol. 2002 ; 68: 4472-4479
17. S. Egan, P. Wiener, D. Kallifidas, and E.M.H Wellington. Phytogeny of *Streptomyces* Species and Evidence for Horizontal Transfer of Entire and Partial Antibiotic Gene Clusters. Antonie van Leeuwenhoek 2001 ; 79: 127-133

pCHI 株を利用して生産されたキチナーゼに係る食品健康影響評価に関する審議結果（案）についての御意見・情報の募集結果について

1. 実施期間 平成21年7月23日～平成21年8月21日

2. 提出方法 インターネット、ファックス、郵送

3. 提出状況 1通

4. 御意見・情報の概要及び遺伝子組換え食品等専門調査会の回答

御意見・情報の概要	遺伝子組換え食品等専門調査会の回答
<p>一般的には、同等の遺伝子構成を持つ生細胞が自然界に「存在しうる」と、組換え体と同等の遺伝子構成を持つ生細胞が自然界に「存在する」の間には大きな開きがあるはずですが、これは拡大解釈ではないでしょうか。理系の頭では、存在しえる確率が相当程度高ければ納得もいきますが、これもない状態でイコールにするのは到底納得いかないのですがイコールである根拠をお示しく下さい。言葉でごまかさず、正面から安全性を評価すれば足りるのではないですか。</p>	<p>評価書案にも記載しているとおり、今般の pCHI 株に用いられた <i>Streptomyces violaceoruber</i> 及び <i>S. cinnamoneus</i> の間で、自然に遺伝子交換がなされることが科学的知見から確認されており、<i>Streptomyces</i> 属菌において遺伝子交換が一般的に行われていることが確認されています。実際に pCHI 株が自然界に存在していることの確認は行うことは出来ませんが、これまでの知見から、同等の遺伝子構成を持つ生細胞が自然界に存在する可能性は十分に高いと考えられます。</p> <p>また、遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価に当たっては、ヒトの健康に及ぼす影響の内容及び程度が明らかでないと判断された場合には、必要に応じて、その影響を検討することとしており、今般の事例では、その必要はないものと判断されたものです。</p>